

札幌市拓北・あいの里地区センターの管理に関する協定における費用見直し等に関する確認書

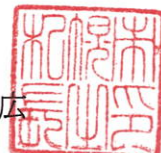
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 10 日付で札幌市（以下「甲」という。）及びたくあいふれあいセンター（以下「乙」という。）が締結した札幌市拓北・あいの里地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 27 条、第 39 条及び別表の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 231,332 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 7 年 3 月 26 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市北区あいの里 1 条 6 丁目 1 番
たくあいふれあいセンター
代表者 会長 大阪 登

